

## わが国における景観訴訟の発展状況と現状

### —民事訴訟と行政訴訟の比較における実効的な救済に関する論点の検討—

加藤 彩佳

わが国における景観訴訟はいまだ道半ばである。なぜ景観訴訟は困難なのであろうか。

第一に、眺望権と異なり、裁判所は景観権を裁判において保障される権利として認めていない。このことは、相当数の人々に共有されるであろう美しい景観とともに暮らしていきたいという願いに対して、わが国では訴訟においてそのことを主張する権利性はないとされるということをしている。

第二に、最高裁判所は、国立の住民たちと建設会社との間で争われた平成18年の国立景観訴訟上告審判決において、景観利益が法律上の利益であることを承認したものの、原告住民側にいかなる救済も認めなかった。というのは、被告である建設側の行為が、住民たちに対する不法行為を構成するとは認定されなかったためである。結果として、それ以降、景観を守ろうとする住民側が勝訴する民事判例・裁判例は1つも出ていない。

美しい景観保存のために法廷闘争を行う手段が、別途もう1つ存在する。行政訴訟という方法である。平成21年、広島県内の鞆地区に居住する住民たちは、広島地方裁判所の手になる画期的な判決を勝ち取った。それは鞆地区の景観の完全な破壊をもたらす知事の行政処分を差し止める判決であった。鞆地区の住民と広島県との間で争われた鞆の浦景観訴訟は、民事訴訟ではなく、行政訴訟である。

一般に行政訴訟では、原告側に、訴訟要件と本案勝訴要件を充足させる義務がある。後者は、処分の違法または行政庁の裁量権行使を誤る違法のいずれかである。わが国の法令の規定は、景観を害する行為を許す行政処分を違法と断じるに

は弱すぎるため、裁判所に裁量の違法を指摘してもらう方に期待したい。一方、前者のうち最大の論点となるのは、原告適格である。処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。また鞆訴訟の場合、差止訴訟固有の訴訟要件の充足も求められる。鞆の浦景観訴訟を審理した広島地方裁判所は、住民たちに原告適格を承認し、差止訴訟の訴訟要件充足を認め、かつ行政庁が裁量権の行使を誤ったことに基づく処分の違法を認定したのである。

それにもかかわらず、この判決以降、住民側が景観訴訟で勝訴した例はいまだない。残念ながら、鞆の浦景観訴訟は極めて稀な例といわねばならないようである。要するに、わが国では、現状、民事・行政いずれの訴訟形式においても、景観訴訟で勝訴するのは困難なのである。この膠着状態を大きく打開するためには、国においても地方においても、景観を害する行為を規制する法律や条例を制定していく必要があるだろう。場合によっては、刑罰をもって臨むこともありうる。国民や地域住民の支持を得て制定された行政法規によって規制を強めていくことで、景観訴訟における勝訴がはるかに容易なものとなるであろう。